

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

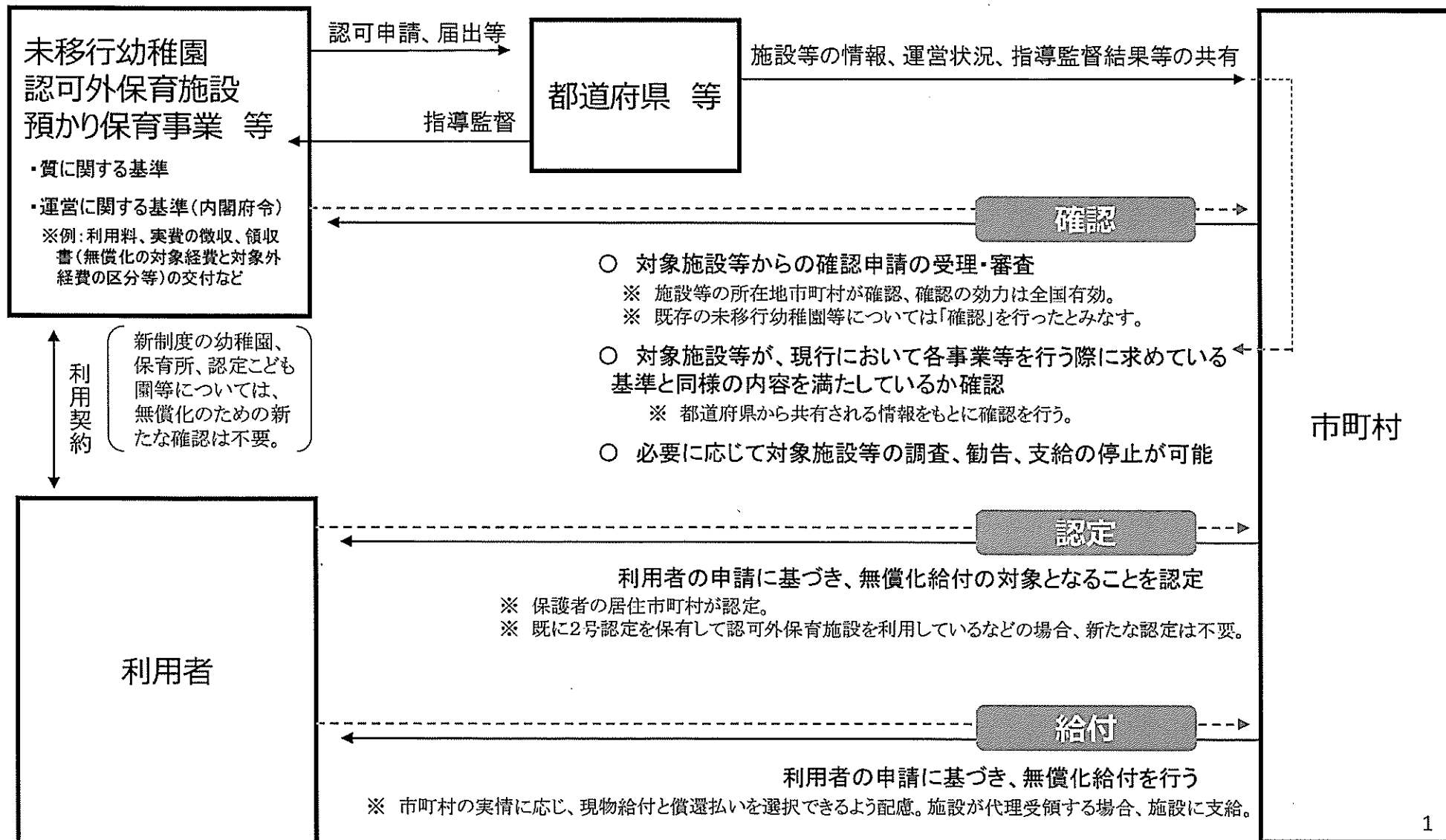
- 2019年10月1日

6. その他

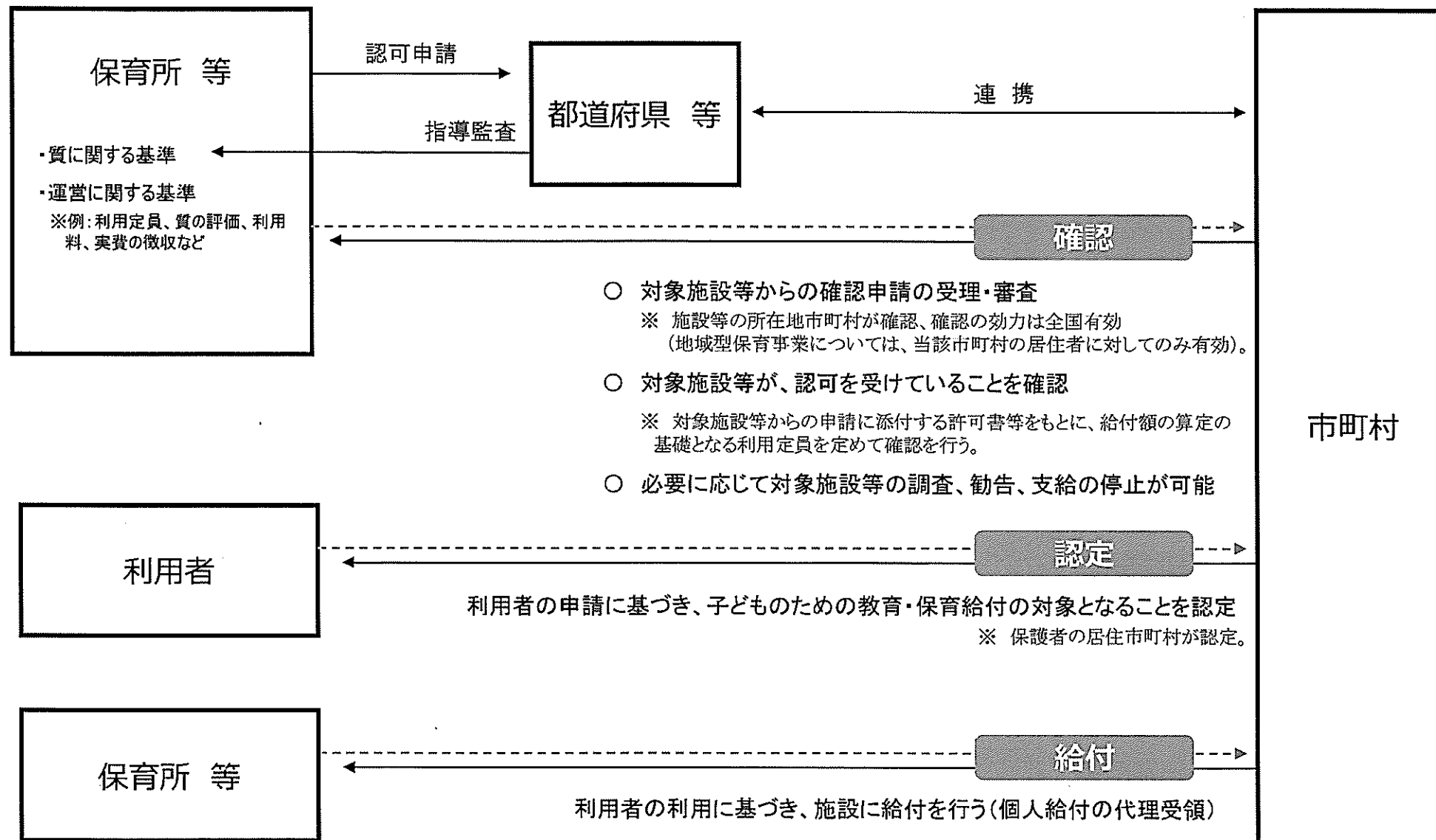
- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設…現物給付を原則。未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の上げが行われないう、周知徹底

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う主な事務（イメージ）

- 現行の子どものための教育・保育給付での事務をベースとしつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、「無償化給付」の支給に係る対象施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



【参考】 現行の保育所等における主な事務（イメージ）



無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象施設等の「確認」に関する事務は以下のとおり。

1. 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

2. 対象施設等に求める基準について

- ①（１）認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
…学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- （２）認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
…内閣府令で定める基準を適用
- 認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は現行の地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定めることを想定している。
- 対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について②

2. 対象施設等に求める基準について(続き)

② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準

※ 対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要とする。

○ 対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。

※ 現行の子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

- ・ 教育・保育等の提供の記録
 - ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
 - ・ 領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付
 - ・ 秘密保持
 - ・ 諸記録の整備
- 等

3. 「確認」に関する事務について

○ こうした「確認」に関して、市町村が行う事務としては、現行の子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。

- ・ 対象施設等からの確認申請の受理・審査(変更・辞退を含む。)、公示
- ・ 必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督(勧告、命令、取消等)

○ できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、工夫することが可能である。

- ・ 既存の未移行幼稚園、特別支援学校等については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす(改正法附則第3条)。
- ・ 例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する(第58条の12)。
- ・ 自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

無償化の実施に関する対象者の「認定」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象者の「認定」に関する事務は以下のとおり。

1. 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との違いについて

- 教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされている（法第19条第1項）。併せて、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定も行うこととされている（法第20条第3項）。
また、支給認定証を保護者の申請に応じて交付する仕組みとされている（法第20条第4項、施行規則第4条の2）。
- これに対し、施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども※、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされている（法第30条の4）。保育必要量の認定はない。
また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知する仕組みとされている（法30条の5第3項）。
※施設等利用給付認定の新3号認定には、保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件としている。
- なお、教育・保育給付認定においては、3号認定子どもが満3歳に達した場合の2号認定への職権変更認定について、年度末日まで一括して通知すれば足りることとしている（施行規則第12条第1項ただし書）。
- 無償化の実施後もこれらの取扱いには変更がなく、引き続き、簡素な運用を行うことが可能であるため、改めて留意されたい。

子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

○子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量（内容）	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの（1号認定子ども） (第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （2号認定子ども） (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （3号認定子ども） (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

○子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

保育必要量の認定が不要

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u> のもの（新1号認定子ども） (第30条の4第1号)	幼稚園、特別支援学校等
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （新2号認定子ども） (第30条の4第2号)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u> （新3号認定子ども） (第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

無償化の実施に関する対象者の「認定」について②

2. 施設等利用給付認定を受けられない者

- 教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、当該子どもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合（保育所並みの開所が確保された施設等を利用している場合）には、当該子どもは施設等利用給付認定を受けることができない（第30条の4 柱書）。

※施設型給付費等の支給を受けている子どものうち、特別利用教育を受けている子どもは除く。

3. 共働き等家庭に係る教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との関係 ⇒次ページ参照

- 他方、教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該子どもに関しては、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、施設等利用給付認定を受けることは不要（第30条の5 第7項）。

（当該教育・保育給付における3号認定又は2号認定を、施設等利用給付認定における新3号認定又は新2号認定とみなすこととしている。なお、新3号認定については、住民税非課税世帯の子どもである場合に限る。）

- 共働き等家庭の利用施設等の組合せによっては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要がある。

具体的には、新制度幼稚園等（認定こども園の1号認定子どもを含む。）と当該幼稚園等における預かり保育を利用している場合、教育・保育給付においては1号認定を、施設等利用給付認定においては新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）を受けることとなる。

共働き等家庭の子どもに係る給付と子どもの認定区分

保護者の利用希望等		給付・認定の種類		無償化の対象時間	
		子どものための 教育・保育給付	子育てのための 施設等利用給付	通常の教育時間	預かり保育
未移行幼稚園(私学助成幼稚園、 国立大学附属幼稚園)、特別支援学校		なし	新2号認定(満3歳 入園児は新3号認定)	施設等利用費 (新2・3号)の対象	
新たに教育・保育給付認定 を受ける場合	●新制度幼稚園等※ ¹ のみを希望	1号認定		施設型給付費 (1号)の対象	
	●幼稚園等と保育所等※ ² の両方を希望(併願) ①利用調整の結果、保育所等の入所待機となったため、併 願し内定していた幼稚園等※ ¹ に入園 ②利用調整の結果、保育所等を入所待機となり、他の入 所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼 稚園等が最も希望に合致したため、幼稚園等に入園 ●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の 利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園等の利 用を申し込んで入園	2号認定	新2号認定(満3歳 入園児は新3号認定) ※現在の2号認 定を新2・3号認 定とみなし、新給 付の認定申請は 不要(第30条の5 第7項)	幼稚園 特例施設型給付費 (2号)の対象 認定こども園 施設型給付費 (1号)の対象 ※認定こども園には特例施 設型給付がない	施設等利用費 (新2・3号)の対象
	保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②保育所等から転園	既に有する 2号認定を活用			

保育所等への転園の希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。

特に認定こども園(1号認定)の利用定員で入園した場合は、特例施設型給付がないため、1号認定へ変更することが必要。

※1 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)を指す。以下同じ。

※2 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)を指す。以下同じ。

無償化の実施に関する条例制定事項について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に伴う条例制定事項

- 市町村が、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関する調査等を行い、保護者や教育・保育を行う者等が、これに対して虚偽の報告等をした場合について、条例で過料を科する規定を設けることができる（子ども・子育て支援法第87条）。子育てのための施設等利用給付についても同様（法第30条の3において準用する第13条～第15条違反に係る第87条の改正）としており、過料を科する規定を条例により制定（又は現行の条例を改正）することができる。
- 認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる（国が定める基準を満たしていない施設も対象とする）経過措置を設けるところ、経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設に限ることができる。

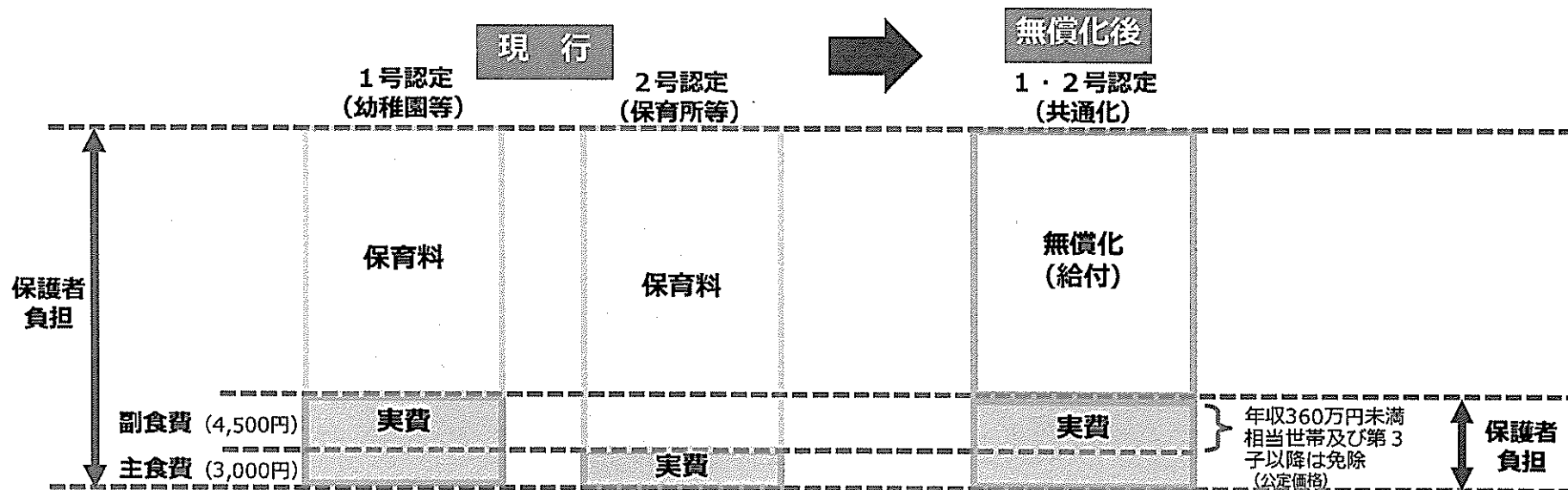
保育の必要性の認定要件についての条例制定の要否

- 子育てのための施設等利用給付の新2号・新3号認定の基準については、保育の必要性の認定基準を条例で制定する必要はない。
 - ※ なお、現行の子どものための教育・保育給付についても、子ども・子育て支援法上は、保育の必要性の認定基準を条例で制定する必要はない。

幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

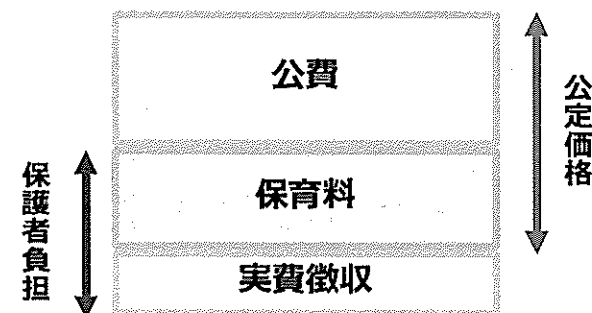
- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
 - ※ 詳細は4ページ。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



現行制度における食材料費の取扱い（概要）

（１）保護者の自己負担の方法

- ①保育料 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
 - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
 - ・ 事前の明示、同意

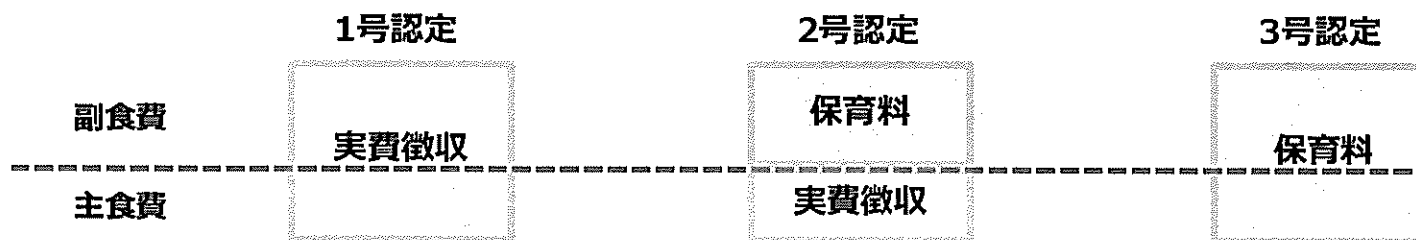


（２）低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ①保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

（３）支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



- ※ 1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※ 2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※ 3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。